

○内閣府令第 号  
農林水産省

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 坂本 哲志

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。  
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)</p> <p>第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>		
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)</p> <p>第三十五条 〔同上〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>		

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。